

新旧対照表

(別紙2)

【特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第4章 コンテナー特例法関係</p> <p>(再輸出期間の延長の取扱い)</p> <p>4 - 1 法第4条本文((免税コンテナー等の用途外使用の制限))に規定する再輸出期間の延長の取扱いについては、次による。</p> <p>令第5条((再輸出期間の延長の承認申請手続))の規定による再輸出期間の延長の承認申請は、「免税コンテナー等の再輸出期間延長承認申請書」(A-1030)2通を提出することにより行わせ、承認したときは、うち1通を承認書として申請者に交付する。</p> <p>上記の申請書の提出があつた場合において、例えば、免税コンテナーの修理又は貨主側の事情による輸出貨物の積取り計画の変更等により所定の再輸出期間内に当該免税コンテナーを輸出できることとなつた場合又は免税部分品を取り付けた免税コンテナーにつき再輸出期間の延長の承認を受けたため所定の再輸出期間内に当該免税部分品を輸出できることとなつた場合等においては、法第4条本文にいう「やむを得ないと認められる理由」があるものとして再輸出期間の延長を認めて差し支えない。</p> <p>再輸出期間の延長を認める期間は、原則として<u>9か月</u>以内の期間とする。</p>	<p>第4章 コンテナー特例法関係</p> <p>(再輸出期間の延長の取扱い)</p> <p>4 - 1 法第4条本文((免税コンテナー等の用途外使用の制限))に規定する再輸出期間の延長の取扱いについては、次による。</p> <p>令第5条((再輸出期間の延長の承認申請手續))の規定による再輸出期間の延長の承認申請は、「免税コンテナー等の再輸出期間延長承認申請書」(A-1030)2通を提出することにより行わせ、承認したときは、うち1通を承認書として申請者に交付する。</p> <p>上記の申請書の提出があつた場合において、例えば、免税コンテナーの修理又は貨主側の事情による輸出貨物の積取り計画の変更等により所定の再輸出期間内に当該免税コンテナーを輸出できることとなつた場合又は免税部分品を取り付けた免税コンテナーにつき再輸出期間の延長の承認を受けたため所定の再輸出期間内に当該免税部分品を輸出できることとなつた場合等においては、法第4条本文にいう「やむを得ないと認められる理由」があるものとして再輸出期間の延長を認めて差し支えない。</p> <p>再輸出期間の延長を認める期間は、原則として<u>3か月</u>以内の期間とする。</p>